

## 第2 予算審査特別委員会

H21.3.16 (月)10:00~

第一委員会室

開 会 9 : 5 9

### 委員動静報告

委員 長

8名出席。欠席、酒井委員。これより本日の会議を開く。

委員 長

### 議案第2号 平成21年度滝川市国民健康保険特別会計予算

西村部長

説明を求める。市民生活部長。

榎木課長

(議案第2号を説明する。)

委員 長

(議案第2号の参考資料について説明する。)

渡 辺

説明が終わった。質疑はあるか。

① 予算総額について数年前は46億円とか49億円程度だったと思うが、後期高齢者保険制度が別にできて、国民健康保険の総額がこのようにふえる理由について伺いたい。

② P177、国民健康保険税の増減率が2.5%減少とした理由について説明願いたい。

③ P178、医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分、それぞれ収入見込額が調定見込額掛ける93%で未納は7%になっているが、残っている未納の7%の人にどのようなペナルティーをかけたようとしているのか、資格証はどのようにしているのか伺う。

④ 医療給付費分滞納繰越分、後期高齢者支援金分滞納繰越分、介護納付金分滞納繰越分の収入見込率は、11%となっているが、それぞれの理由について説明願いたい。

堀副主幹

① 予算総額の金額であるが、資料のP25にあるとおり国民健康保険特別会計というのはほとんどが医療費のための会計で、一般被保険者と退職被保険者との合計③と記載しているが、予算に関係するのは総医療費で医療費の10割に相当する部分である。また、保険者負担額は国民健康保険で支払う医療費である。保険者負担額について平成16年度は約27億円であったのが平成17年度は29億円、平成18年度は32億円、平成19年度は34億円で毎年2億から3億円ふえてきている。医療費が年々ふえてきていることに伴い国保会計も金額がふえてきたという状況になる。平成20年度については平成19年度と比較してわずかながら横ばいの減少傾向になっていることから、状況を踏まえ平成21年度の予算を立てた。後期高齢者医療制度との関係であるが、資料P27のとおり、もともと老人医療費は国民健康保険が直接支払っているものではなく、老人保険拠出金という形で保険者負担相当分を支払ってきた。これが後期高齢者医療になり後期高齢者支援金と名前が変わって、負担も多少軽くなってきた。大幅に制度自体が変わるものではなく、昔から老人医療費というのは全員で支え合ってきたものであってここでは大きな影響は出てきていない。

② 保険税がマイナス2.5%となっている理由について、税率は平成20年度と同率と考えているが、加入者人数が減少傾向になっていて、その影響から前年予算よりも低くなっている。

③ 資格証の関係であるが、未納であれば全員に出すといった考えはない。法律でも平成12年度に資格証の発行が義務づけられたところだが、納付期限から1年以上経過した者という定義があるが、必ずしも全員に交付しているもの

ではなく、あくまでも悪質滞納者に限って資格証明書の交付をしているところである。

④ 滞納収納率の関係であるが、これは平成19年度の決算見込みから出したもので、予算的には一律に11%で計上している。平成18年度決算が6.04%だったものが平成19年度決算では9.4%、平成20年度については11%となっている。後期高齢者支援金は平成20年度から始まったもので、平成21年度が初めて滞納に対する収入が出てくることになるが、ここは同率としている。介護分は平成18年度は5.8%であったものが平成19年度は9.41%に上がってきていて、今年度はさらに上がる見込みになっているのでそれを踏まえて11%に設定している。

委員長  
井上

他に質疑はあるか。

① 国保の最高額が幾らなのか、最高額をどう決めているのか、それがどのくらいの割合を占めているのかについて伺う。

② 制度的に今の国の第2次補正予算の関係で、この新年度の予算に関係してくるものがあるのかについて伺う。

③ P188、部長の説明の中で一般管理費が1,100万円ふえているが、給料の独自削減を復元したという耳慣れない説明だったが、それはどういう意味なのか詳しく伺う。

④ P204、高額医療費拠出金と共同事業事務費拠出金の説明を聞いていたら、高額医療費というのは80万円以上と30万円以上80万円までとがあるが、高額医療費の動向について、滝川市の全体会計に占める割合はどうなっているのか伺う。

⑤ P206、メタボ対策で5,000万円も違ってくるとの説明があったが、滝川市の動向はどうなっているのか。3年後の説明まであったがもう少し詳しく教えてほしい。

堀副主幹

① 保険税の限度額について、参考資料のP21、P22、P23に記載されている。今の保険税が3区分になっていて、P21の医療分の区分としては、所得割、資産割、均等割、平等割があり、それぞれの平成21年度の税率について記載されており、算定額合計、限度外減額（限度額47万円）である。P22に後期高齢者支援金として平成20年度から後期高齢者医療制度ができて今までの医療分から分かれる形で限度額を表示しており12万円となる。さらにP23に介護分で全員がかかるわけではないが、第2号といわれる方で年齢は40歳から64歳までの方は加入している医療保険に介護分が加算される仕組みになっていて、限度額は9万円である。最高限度額というのはこの3つを足した金額で年間68万円になる。どのように決めるかという、滝川市の国保は赤字財政で苦しい思いをしてきたわけだが、国が課税限度額を施行令で定めていてそれに合わせる形で進めてきた。

② 国の第2次補正の関係であるが、一般的には国は少子化対策を打ち出していて出産育児一時金をことしの1月より35万円から38万円に引き上げている。これは産科医療補償制度であり、分娩の際、子供が障がいになった場合の訴訟問題が社会問題になって産科医が減ってきている。そういう背景を受けて保険料相当額の3万円を上げたが、平成21年10月からは少子化対策で1年半の時限立法の期限つきでさらに4万円を引き上げるようになっていて現行38万円が42万円になる。これは平成21年10月からで当初予算には反映させていない。

④ 高額医療費の動向であるが、P203にあるのは高額医療といっても保険者に対する支援策になる。医療費の多い人が地域にたくさんいたらその保険者は支払いが大変で、大きな保険税を加入者に求めることになる。そういったことを防ぐために国保連合会が事業の実施主体となり助け合い制度をつかって共同事業をする。高額医療拠出金というのは、レセプト1件が80万円以上と非常に高額となるもので、それに対する助け合いの制度であり、さらに保険者支援ということで3目、保険財政共同安定化事業拠出金で1件30万円以上のものについても助け合いをして医療保険を平準化しようという目的でつくられたものであって、この制度も平成21年度までであり、平成22年度においては再検討するとされているところである。実際、加入者に対する高額医療の状況については、資料P25に記載されているが、高額医療の制度も結構変わってきている。一般被保険者と退職被保険者の合計が出ているが、医療費がふえてきた分それに伴って伸びてきている。

⑤ メタボ対策についてであるが、1月末現在で特定健診を受けた方が1,815人と把握している。実施率では対象者が約8,000名であるので22%ぐらいになっている。滝川市の平成20年度の目標が30%なので少し及ばないが、平成19年度の健診を受けた方が1,200名なので大きく上回っている。これに対するペナルティーであるが、国はこの特定健診を5カ年計画で、国が定める目標まで実施率を上げなさいと言っている。それが平成24年度に65%で、保険者が平成24年度までにどのようにこの数字を上げていくのかということが保険者に任されているのでその間の経過についてのペナルティーはないが、平成24年度の実績により、よいところには最大10%の本来支払う後期高齢者支援金を減額し、悪いところには最大10%加算するという形になり、滝川市の後期高齢者支援金が約5億円なので、最大で10%の5,000万円を多く支払わなければならない状況となる。

西村部長

③ 独自削減と言ったのはすべての会計もそうだが、今まで3%給与削減しており、平成21年3月の期限で切られているため、一たん復元するという事で各会計予算計上している。国保会計についても一般会計同様、他の会計に合わせて3%削減を一たんやめて復元した予算計上となっている。議会の最終日に新たな削減案ということで提案しようとしている。それに伴って全会計において人件費を組んでいるところは補正予算を計上する予定である。

井 上

① 限度額の68万円の件だがこれは国の基準に基づいてやっているということだが、そういう動向というものは他市町村でもやっているのか、滝川市だけがやっているものなのか、割合というものがどんな動向になってきているのか伺う。

② P25、高額医療費についての平成19年度、20年度、21年度で1,600件以上ふえているが何か理由があるのか、動向をどのように分析しているのかについて伺う。

堀副主幹

① 国、道からは、限度額に合わせるよう厳しく指導されている。平成21年度の限度額に合わせている保険者の状況だが、全道35市中26市が医療分47万円の限度額を予定している。後期高齢者の分12万円については滝川市を含めて20年度は33市、介護の9万円については33市が予定している。滝川市もこの間、ずっと赤字で国の特別調整交付金、いわゆる経営姿勢で努力をしているか、限度額に合わせているかという大きなポイントが見られ、その結果平成19年度

で3,800万円の交付金をいただいている。多くの自治体がそのようにしているという実態がある。限度額に当てはまる割合は、資料P21により限度外減額47万円とあり、全体の184世帯で平等割では7,086世帯を見ているので184世帯を率でいうと2.6%の世帯である。

② 70歳以上の方の医療費が外来でも戻ってくるという制度を変更されたのを受け、支給件数が伸びている。高額医療というものは2年間申請しないと本人が申請できなくなるのだが、その前に70歳以上の方に通知を出している。1件当たりの支給額は減っているが、その通知を受けて来る方が非常に多いことから、件数が伸びている状況である。

委員長  
水口

他に質疑はあるか。

病院事業会計で外来者が減っているという状況で推移しているのではと思うが、国保会計も前年比2億4,000万円の減少ということになっており、この減る要因として今後もこのように推移をしていくのかということでも伺う。例えば投薬期間が伸びて外来にかかる間隔が広がったとか、1人当たりの疾病にかかわる医療費という部分も大分状況が変わっていると思うが、そういうことがあって平成21年度も減るし今後も減るといふことなのか、あるいはほかの要因があるのかについて伺う。

堀副主幹

平成21年度の予算は平成20年度の実績を踏まえて出している。平成19年度の伸びが資料の数字を見れば非常に大きいのがわかると思うが、平成20年度については平成19年度の伸びが大きかった影響もあり、診療報酬がわずかでも下がったという影響もあると思うが、若干の費用額、保険者負担額とも下がっている状況にある。平成21年度は引き続き下がるとは見ていない。同じぐらいで推移し平成20年度と横ばい状態だと思う。その背景としてはこれから医療費が下がっていくという見方よりは、平成19年度の医療費が高かった影響で平成20年度は下がったと感じている。医療費の動向は難しいので詳細な分析はできていない状況である。

水口

診療報酬の改定に伴う部分でも下がる可能性があるし、個人患者の疾病の状態によっても下がる可能性があるし、要因というのは平成21年度以降どうなっていくのかということも含めて分析は難しい。年度ごとの実績を見ながら予算を組み立てていかざるを得ないと確認してよいか。(よし)

委員長  
山腰

他に質疑はあるか。

この経済情勢の中で、会社が倒産すれば、社会保険庁に対する給付をやめなければならない。継続した2年間ぐらいの給付はできると思うが、必然的に国保に加入しなければならない。国保に自然増、自然減なり状況が動くのはよいが、そういった経済情勢の悪循環によって国保に加入してくる人たちがふえれば将来的に非常に収納率が落ちる。国は93%を達成しなければペナルティーをかけるということで非常に状況が悪い。これで93%を維持しようとしたら大変なことだと思う。新たな方策を考えているのか伺う。

榎木課長

社会情勢が大変な時期にある中で、今回の93%の予算ということで、前年は92%で国からのペナルティーは平成21年度も92%で変わらない。今後、後期高齢者の制度ができて収納率の高い方が後期高齢者のほうに行ってしまう影響で厳しい状況になってくる。国が基準の見直しをするかしないかについても明確には出ていないので、会社が倒産して収入が激減したとかの場合には、減免という制度があり、その中で納税相談をしながら納めていただきたいと思います。

いる。

山 腰 国保は国保税という税金で使用料、手数料の未納と違って税金を未納することになる。市税も含めて国保税の収納率というのは差し押さえなどいろいろな形で全国的にやっているが、ますます滞納者はふえていく状況だと思う。道は、自動車税の滞納者にレッカー車で引いていくというようなことまでして収納率を上げようとしているわけだが、払いたくても払えない人がいて、その中で92%を維持し1%をアップしようというのは至難のわざだと思う。平成20年度の決算は92%でおさまるのか。

榎木課長 大変厳しい状態ではあるが出納閉鎖の5月末までに92%にするということで国保と税務課が一丸となって徴収をしているところである。

山 腰 達成できるのか。できなければ4,000万円のペナルティーになるのではないのか。それを避けるために92%にするのに滝川市ではないと思うがからくりをしているところもある。平成20年度でこうなのだから平成21年度ではもっと大変ではないかと思う。努力していただきたい。

委員 長 他に質疑はあるか。

堀 ① P193、出産育児一時金について、今年度から38万円に上がるということで、一時金の38人分が計上されているが、予算が1,444万円で前年が1,540万円になっていて、資料のP26では平成20年度の給付総額が1,428万円と記載されているが、この違いは何なのか伺う。

② 滝川市で出産予定されている予想数が幾らなのか伺う。

③ 妊婦検診者の保険の種類は国民健康保険、共済保険とあるのだがその内訳はどうなっているのかについて伺う。

堀副主幹 ① 平成20年度予算の1,540万円は出産件数を44件に見込んだ数字である。参考資料の26ページにあるものは平成20年度の決算見込みを載せてある。実際44件と見込んだのであるが、平成20年度としては現段階では39件の見込みである。平成19年度の48件というのは、平成18年度から大きく伸びて平成20年度の当初予算も例年よりも多く見た。

② 予想数までは把握はしていない。

③ 保険の種類別も把握はしていない。国民健康保険よりも社会保険のほうがはるかに多い状況にある。

榎木課長 山腰委員の質問の中で、収納率92%でどれくらいのペナルティーがあるかというところ、5%のペナルティーになることから金額的には4,000万円と申し上げたが、約2,000万円ということに訂正願う。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)

以上で議案第2号の質疑を終結する。所管の準備ができるまで暫時休憩とする。再開は11時15分とする。

休 憩 11:07

再 開 11:16

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。

**議案第4号 平成21年度滝川市老人保健特別会計予算**

説明を求める。市民生活部長。

西村部長 (議案第4号を説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

山 腰 老人保健特別会計について、後期高齢者制度ができたことから75歳以上は全部

後期にいくことはわかるが、一般と老人の区分けには、老人保健の加入者の年齢があると思うが、老人保健制度はどういう内容なのか伺う。

梅津主査

老人保健というのは、国保だとか社会保険の一般的な保険者というのとは違い、老人に対する国からの医療助成という考え方とらえている。年齢区分は後期高齢者医療制度と同様 75 歳以上が原則である。65 歳以上の障がいを持っている方、いわゆる障害者手帳を持っている方で、65 歳以上から 74 歳までの方も該当し、国民健康保険とは違う制度で、老人保険の制度を受けられる方に関しては国民健康保険とか社会保険の保険証を持っている方に当然なってくるが、保険制度で助成できない部分を老人保健制度で助成していくという制度である。平成 21 年度の予算は後期高齢者に移ったのでずっと下がった。この保健制度というのは継続して続いて行くのか。

山 腰

梅津主査

この老人保健制度は平成 20 年 3 月の診療分をもって既に制度としては終了している。後期高齢者医療制度ができたことにより廃止ということになっており、今、特別会計として持っているのは返戻分とか医療機関からの月おくれの請求分を処理していくために平成 23 年 3 月末までこの会計を維持することになっている。

委員 長  
水 口

他に質疑はあるか。

今の質疑に関連するが、今年度 1,630 万 9000 円を見込んでいたが、あくまでもすべて見込みの計上ということで、ほとんど執行されずに平成 21 年度の会計として決算される可能性もあるということで確認していいのか。

梅津主査

指摘のとおりほとんど執行されずに決算を迎える可能性もあると考えている。月おくれ請求とか返戻分なので、全く額についてつかめない状況にある。これは滝川市に限らず近隣市町村とも確認したが、どこの自治体においても同じ形態で、つかみという形で歳出予算を持っている。月おくれ請求で医療機関から老人の ICU の請求がきた場合にかかなりの額になってしまい、払えない状況におちいるということは問題が残るので平成 21 年度は、この予算で計上させていただいている。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)  
以上で議案第 4 号の質疑を終結する。

委員 長  
西村部長

#### 議案第 7 号 平成 21 年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 7 号の説明を求める。市民生活部長。

(議案第 7 号を説明する。)

委員 長  
山 腰

説明が終わった。質疑はあるか。

井上委員が国保会計の中で介護医療含めて最高納税者が 68 万円とか言っていたが、単純に一般国民健康保険に入っている方が 75 歳になったら自動的に後期高齢者保険に移るということは、この制度が高齢者のためにつくられたものではないかと思う。一般国保の加入者と高齢者の加入者とどういった制度の違いがあるのか。

中川副主幹

医療費負担の関係で国民健康保険に加入している方は 3 割の窓口負担になるが、そのうち 70 歳から 74 歳までの方は据え置きで 1 割負担になっている。後期高齢の場合は皆さんが 1 割負担で、現役並みの所得のある方については 3 割ということもあるが通常は 1 割負担になっている。独立した保険制度をつくったということで今まで国民健康保険や社会保険と一緒に全部を賄っていたが、老人医療費がかさんできているということで先が見えなくなってきたということが

あって、75歳以上の独立した保険をつくろうというのがこの保険の趣旨である。その場合国民健康保険にしてみると世帯負担で保険料がかかってくるが、後期高齢者保険では1人ずつにかけるという形になる。その中でも軽減分というのがあり世帯で軽減部分を見るが、基本的には同じ世帯であっても夫の保険料と妻の保険料は個人単位で別々になる。なぜかという根本には年金から特別徴収させてもらうというのがあり年金は個人個人なのでその年金から納めていただくのが根底にあるということが特徴である。

榎木課長

実施主体が国保の場合は市町村単位であり、後期高齢者医療保険の場合は北海道の中で広域連合を組んでいて、賦課料金だとか医療費の関係とかすべて予算が組まれている。市町村では賦課された分について徴収を行っている。

山 腰

① 私は社会保険で70歳を超えたので医療費は1割負担になる。国民健康保険の方は70歳になっても3割なのか、後期高齢者保険の方は1割なのか。  
② 後期高齢者保険になると国民健康保険税を払っていたときとでは、保険料の差がどれくらい出てくるのか伺う。

中川副主幹

① 本来であれば今年の4月から2割負担に上げようという国の動きがあったが、据え置いた。1年間据え置きということになったが、去年国のほうでこの問題が検討されて平成21年度についても据え置いて、74歳までの方は1割負担になり、69歳までの方は3割負担、後期高齢者保険の方については75歳を超えると1割負担になる。

② 世帯の保険料の問題だが、ほとんどの方は国民健康保険のときより年間で1万円ぐらひは下がっているのが現状であるが、一部の夫婦の世帯で2,000円から3,000円上がっているのもある。国保の場合の限度額は68万円で後期高齢者保険の場合は50万円なので、国保の場合は世帯だから68万円で済んでいたが2人になれば倍になるケースも出てきている。

委員 長  
渡 辺

他に質疑はあるか。

P380、後期高齢者医療保険料で3億4,000万円くらいであるが、P381では後期高齢者広域連合に納付金4億5,232万円の納付をしなければならない。他会計から1億1,600万円を繰り入れていて広域連合に納付するようだが、仕組みについて説明願いたい。

中川副主幹

歳出が4億5,200万円であるが、内訳は1,353万8,000円が広域連合の事務費負担金で、180の各市町村が人口割等で指示された負担金額であり、広域連合ではこれをシステム運営や派遣職員の人件費に使っている。保険料の負担金分は3億4,200万円であるが、現年度分の後期高齢者医療保険料で計上している分と、滞納繰越分として96万8,000円を計上している。保険基盤安定繰入分ということで、低所得者の方については保険料の7割、5割、2割の軽減制度があり、これは国保にもあるが軽減した分を道と市で補てんしなければならないことになっていて、4分の3を道が負担し、市は4分の1を負担する。歳出で計上している9,568万7,000円というのはすべて道と市の合わせた負担分になる。延滞金として6万円を計上して歳出のトータルが4億5,232万6,000円になる。歳入に保険基盤安定繰入金で9,568万7,000円とあるが、一般会計に道から4分の3が入ってきている。市の持ち出しである4分の1を足したものを後期高齢者医療特別会計のほうに繰り入れて保険料と一緒に広域連合に納付する仕組みになっている。渡辺委員から言われた国のほうからはないのかという質問であるが国からはない。医療給付関係について以前は老人保健特別会計と

いうことで国の給付もあったが医療給付はすべて広域連合が行っている。国からの援助は広域連合に対してはある。制度が変わるということでシステムの改修に係る分については国から直接市に補助があるが、制度運営上の保険料徴収に関する補助はない。

委員長  
水口

他に質疑はあるか。

① 制度の周知の関係であるが、昨年4月に一斉にこの後期高齢者医療保険制度が始まって対象に近い皆さんもそれなりに関心を持って勉強されたと思うが、平成21年度以降に対象になってくる皆さんにどういった制度の周知の仕方をしようと考えているのか伺う。

② この会計で給与費というのが出てこない。1人工に満たないということだが、市民課の中でこの業務にどれぐらいの方がかかわって、人工的にどの程度のものと考えているのか伺う。

中川副主幹

① 周知の方法は、昨年政府からも制度も変わっているので周知を図るようにとのことだったが、4月からの制度改正に際し周知不足がかなりあって混乱を招いたという反省がある。周知に係る費用は国が持つということだったが、方法としてはダイレクトメールで直接やっていただきたいとのことであった。昨年8月に7割軽減を8.5割にするというのがあるが、対象者全員にダイレクトメールを送った。1月にもダイレクトメールを送ったが、特別徴収ということで年金から引くのがメインと話したが、国民から批判をいただき自由に選択できるように決まった。特別徴収されている方全員にダイレクトメールを作成して年金引き去りから口座振替に切りかえられると通知し周知を図った。去年8.5割軽減になった方というのは、10月以降の保険料を納めていなかったもので、そういう方についても10月の年金からの徴収が再開する仕組みになっており、3月にそういうことをダイレクトメールで知らせる段取りになっている。そのほかの周知方法としては広報を活用してほしいと広域連合からも指導されていて、2カ月に1回は掲載している。4月号にも計算方法を掲載して周知を図っている。

② 給与費が出てこないということだが、この会計については事務費について国からの補助というものが無いので、人件費分が見られないということもあってすべて一般会計での人件費となっている。人工としては3.5人位になる。窓口1人、徴収1.5人、賦課の関係を1人で行っている。

水口

① 制度の周知についてであるが、制度が変わっていくということに対して周知をしていくことと、新しく対象になる人や制度の熟知度が低い方へ特別な周知の仕方を考えているのかについて確認したい。

② 人工の関係であるが、事務費に対して会計に入ってくるものがないので一般会計で人工を出しているということだがこれは、全国一律の考え方と確認していいのか伺う。

中川副主幹

① 新しく対象になる方の周知方法だが、後期高齢者保険に加入する方は75歳の誕生日からで、障がい認定を受けた方は受けた日からとなる。住民基本台帳から情報は把握できるので誕生日を迎える月の2週間前に新しい保険証を交付するときにパンフレットと説明書を一緒に送っている。その翌月から保険料が発生してくるので、その月の月末をもって保険料の月割計算をして納付書を送っている。第2弾として保険料の仕組みや納める金額について手紙で知らせている。特別徴収から口座振替もできるという内容もそのときに周知をしてい

て理解してもらっていると感じている。

② 人工についてだが、知り得ている限りでは人件費を計上しているところはない。その町の仕組みとして1回人件費分を一般会計から繰り入れて後期高齢者医療保険制度特別会計から支出しているところもあるが、財政当局と話したときには繰入額も増加するので、一般会計も押さえないという意見もあることから人件費分を一般会計で見ることにした。

委員長  
中 田

他に質疑はあるか。

この予算書だけを見ると前年度よりも歳出は減っているが、歳入では繰り入れが1割弱ふえている。当初予算なのでどうなるかわからないがこのように繰り入れがふえていくのか、人件費の問題もあったが制度が老人特別会計から変わったことによって滝川市の持ち出しがどうなのか伺う。

中川副主幹

繰入額であるが、今回の場合歳出が減っているというのは保険料負担が減ったことによる。平成20年度の保険料を積算する際に、制度の途中ということもあって社会保険本人の保険料を全部見ていた。その方の軽減分がないという形で積算していたのでその分があった。来年度から7割軽減の方の一部が9割軽減というのが新設され保険料が安くなる。安くなった分は国が補てんすることになるが、軽減世帯がふえていくこともあって保険料の基盤安定分の持ち出し分がふえていく形になる。それは一般会計から4分の1を繰り入れなければならないのでその分がふえていく。老人会計もほぼ同様な会計になっていくと推測していたが、医療給付費分を市町村が持たないだけその分低くなっている。これから75歳以上の方はふえていくこともあり、将来的には毎年少しずつふえていく傾向にあると推測している。基盤安定の中で7割、5割、2割に9割がプラスされたと話したが、9割軽減の部分は全部国から広域連合に補てんされるので、実際には7割、5割、2割の分を市と道で持たなければならない。低所得者層の加入がふえていくことになるので基盤安定の方もふえていくと理解してほしい。

委員長  
井 上

他に質疑はあるか。

① 後期高齢者医療制度という名称は変わる可能性はあるのか伺いたい。

② P385、70歳から74歳の方は従来どおり1割負担と言ったが、この会計の中で現実にならっているのか。国保では68万円だが1人50万円で2人なら100万円になるのか伺う。

③ 制度的に天引きには非常に抵抗がある。天引きだからこそ収納率が上がるというのは取る側の論理としてはそうだが、収入が天引きの部分と任意の部分ではどうなっているのか。

④ P385、滞納繰越分保険料の収入見込額が30%になっている。国保では11%ぐらいで、取りやすいところから取っているのかこんな数字になるのかと思う。老人のプライドを傷つけないようにすることが制度的な問題を解消していくには大事なことでないかと思う。負担割合について説明願いたい。

中川副主幹

① 名称の関係であるが、いろいろなパンフレットでは長寿医療制度と呼ばれている。昨年の制度発足時に福田首相の一声でできたが、法律では名称は変わっていない。法律は後期高齢者医療になっており、呼称では長寿医療制度という呼び方が使われている。今回、会計や出している資料については法律に基づいた名称を使っているが、ダイレクトメール等では長寿医療制度としている。ことしの8月から保険証の更新が始まるが、ブルーからだいたい色の温かみの

ある色に変わり、文字もポイントを上げて高齢者の見やすい文字に変更し、高齢者に配慮したものに変わる。

② 医療費の負担割合については、70歳から74歳までの方で国民健康保険の方は1割負担ということだが、高額所得者は3割負担である。75歳に移行しても基本は1割負担であるが、高額所得者というのは3割負担で同じ趣旨である。

③ 昨年4月から天引きが始まったが、当初から問題になり、天引きと口座振替の選択ができると国で決定した。通常、普通の納付書で納めるのではなく、口座振替という制約はあるが290名の方から申し出があり、年金からの特別徴収をやめて口座振替にする受付をした。締め切ったわけではないので随時受付している。

④ 収納率の関係であるが今回99.8%ということで、高い収納率をあげている。広域連合が収納率を積算して割り返し、市町村の保険料を予算段階で編み出してきている。広域連合が出した数字が99.78%で保険料を試算している。それを下回ることはできないということも内部でも検討して99.8%という数字にした。実際には今年度どうなのかというと、きのうまでの数字を計算すると特別徴収については100%になっている。普通徴収と合わせると3月13日時点で99.3%になっている。国保と比べれば高いが国保でも説明があったかと思うが、75歳以上の方というのは真面目にお金を納めていただける方というのが国保時代から分析できていて、その方たちが後期高齢者に移ってきたために、逆に国保の収納率が下がってきているというのは全国的な話題になっている。滞納分についても個別に当たって収納率の向上に頑張っていきたい。

榎木課長

④ 収納率の関係で決算見込みとして99.5%は超えるものと思っている。後期の名称の関係で、厚生労働省において舛添大臣の試案を中心にして平成21年度中に医療改革をまとめるということで進んでいる。

井 上

P384で保険料が去年から見ると約2,800万円下がっているが、国のいろいろな政策が動いている中で制度的に変わってきた部分があるのでこうなったという説明だったが、現実的に暫定的なものなのか、これからも続くか見ているのか伺う。

中川副主幹

難しい質問であるが、保険料自体については軽減がふえた分下がったというのが現実であるが、この制度で9割軽減や所得割50%軽減というのは今後も続いていくものと思われる。ただし、政府与党のプロジェクトチームにおいてこの問題については引き続き研究するという事になっている。低所得者に対する負担についてはどうなっていくか見えない。国及び広域連合に従って行う保険料については、収入のあったものを会計に一たん入れて広域連合に納めるという会計であり、年度予測はできないと考えている。

井 上

高齢者の方は結構不満を持っている方が多いので、最大限の注意を払ってやってもらいたいのと、対象になる人数は何人なのか。

中川副主幹

2月末の対象者は5,554名いる。

委員長

他に質疑はあるか。

堀

対象者の5,554名の中の0.7%の滞納者の理由は何か伺う。

中川副主幹

いろいろなパターンがあるが、生活上払えない方もいるが国民健康保険時代からの滞納を引きずっている方が半分以上いる。金を納めつつ後期高齢者に保険料もシフトしたのでその分も納める形になるので、分納するとか話し合いをして負担にならない程度で納めてもらう金額を決めてもらっている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし)  
以上で議案第7号の質疑を終結した。本日の日程はすべて終了した。明日は午後1時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

閉会 12:19